

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月17日(木)
会議時間 14時23分開会 14時47分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、中島里司
議 長 : 櫻井崇裕
- 4 事務局 事務局長 : 田本尚彦、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員
- 6 議 件
(1) 特別委員会設置について
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：議会運営委員会、本日2回目となるが開会する。

（1）特別委員会設置について

委員長：特別委員会設置について、今、全員協議会を経て、議会運営委員会で決めてほしいということだった。どの方向で決めるのか、全体でやるのか、少数かも含めて一任されたので皆さんと協議したい。

ご意見を伺いたい。どちらがよろしいかも含めてお聞きしたい。

口田委員：特別委員会を作りそこに付託して、そこで色々検討してもらい、あとは一般的な報告を受ければいい。

中島委員：全員という話も出ていたが、私の基本的考えは、職員に早く正常な待遇を受けさせる。それは今の現職の執行側の責任とは思っていない。それを早く是正してもらうため、全員がその都度集まっているいろんな意見を言うより、ある程度、職員もいろんな仕事を持っておりスムーズさ、やりやすさを求めたほうが良い。委員会は一定の人数で作り、そこと連携をとって解決を目指したほうがよりスムーズに進むのでは。なかなか簡単にはいかないと思うが、決してこれは誰を責めるものでもない。スムーズさを求めていくべき。

奥秋委員：この問題については先程それぞれ意見があった中で、しっかり対応してもらいたいという思いは皆同じと思う。そういう中で特別委員会を作ることになったが、やはりこの件に関しては皆さんの思いというのは、しっかりと行政側を監督ということではないが、どういう進捗状況になっているかというのは、回数はどれぐらいになるか分からないが皆が関心を持っている。ぜひ、これに関しては全員で特別委員会を設置していただきたいと思う。少ない議員定数の中、何人かに絞ってやるのは責任があることであり、ぜひとも全員で設置していただきたい。

高橋委員：特別委員会設置に関しては何ら問題は無い。皆さんそういう意見なので特別委員会は設置されると思う。全員なのか少数でやるのかとなると、これは難しい問題。全員でやったからどうなんだ、どちらかというとなら少数の方が動きやすいというか、議会に対してワンクッション置くということになるし。そちらの方が結果に対して理解度が浸透するような気もする。ただ、たった13人だから全員でもそれほど問題は無いのかなという気もする。ただ、それぞれ所管の常任委員会を持っている議員なので、そこから3名ずつ出すような形もある。個人の意見としては3人ずつ出してもらってそこで調査しながら研究していくこともある。全員となるとその分時間

もかかるという気もする。はっきり決断できない状況である。

委員長：分かった。意見は分かれている。私も全員でやっても良いかなとずっと思っているが、全員でやっているのなら全員協議会でも良いだろうという話も出てきて、より迅速に進めるところもありながら全員だと船頭が多すぎて船がどちらに行くのか分からなくなる。であれば今回の調査ははっきりしている部分があるので、全員でやるより少数でやったほうが効果的かなという気がする。ただ、これは関心事が多いので、そういう部分では全体にどのように発信していくのかというのもセットになる。委員会を運営する方も大変だと思うが、大体委員の皆さんからは全員の委員会ではない方が良いという意見が多かったので、そちらで進めたいと思う。よろしく願います。ただ、人員の決定についてはどのように考えるか。

事務局長（田本尚彦）：今、委員会を少数で進めるということが確認されたが、名称、目的、委員の数などの整理が必要である。委員会設置に関して整理すべき項目のシートを配付したいがよろしいか。

委員長：配付願う。

（委員会設置に関して整理すべき項目のシートを配付）

委員長：今お配りしている資料に基づき協議していきたい。事務局から何か説明する事項があればお願いしたい。

事務局長：只今、特別委員会を少数で設置するような方向が確認されたところである。配付の資料は特別委員会の設置について9月23日の本会議最終日に諮り、閉会後の継続審査という提案をしなければならない。提案に必要な項目の確認として、特別委員会の名称、調査内容の目的、委員の定数、委員の構成・名前を確認し、あとは、地方自治法第98条第1項による調査の権限を議長から委員会に渡すことで資料要求等進めていけることになる。

委員長：休憩する。

【休憩 14:33】

【再開 14:33】

委員長：再開する。

特別委員会設置の場合ということで、名称についてどうしたら良いか伺う。

何々調査特別委員会になると思うが。

休憩する。

【休憩 14:35】

【再開 14:37】

委員長：再開する。

名称については、職員給与等調査特別委員会にしたいと思う。

設置根拠については地方自治法第 109 条及び清水町議会委員会条例第 5 条となる。
よろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長：設置の目的については、どうするか。

休憩する。

【休憩 14：38】

【再開 14：39】

委員長：再開する。

設置の目的については、職員給与等の算定等の誤りについての調査としたいと思う。
よろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長：続いて委員定数、通常の委員定数について事務局から説明をお願いします。

事務局長：清水町委員会条例では、常任委員会は総務産業が 7 名、厚生文教が 6 名、広報広聴が 6 名ということで、総務産業については議長を加えた後に除くのが通例で、大体小さい構成では 6 名でやってきているところ。それ以外の目安になる規定は設けていない。先程のお話からいくと全体で持つか 6 人ぐらいの規模とするかということになるのでは。

委員長：人員については委員長以下 6 名ということにしたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり。)

委員長：委員の構成については基本的に議長に一任したいと考えているが、基本的な考え方について皆さんと協議したいと思う。何か案をお持ちの方はあるか。

口田委員：先程話が出ていたように、各常任委員から 3 名ずつで。

奥秋委員：委員長、副委員長とかに関係なく誰でも良いのであれば、各常任委員会のほうに任せてもらったほうが良いのでは。

委員長：そうすると時間が無いのでは。

高橋委員：朝一に、ちょっと早めに来てもらったらできるのでは。

奥秋委員：すぐできるのでは。議長一任より、常任委員会に任せてもらったほうが良いのでは。

中島委員：常任委員会から選出ということになれば、過去の例からいくと、常任委員会があったときに特別委員会の調査状況を中間報告などできる。過去に常任委員会から選出ということになれば、委員は誰でもいいということではなく、委員長が出てくる。そしてそれぞれの委員会で報告していくというのが今までの流れだったと思う。そうしなさいという決まりはどこにも無いけれど、それとも奥秋委員の言うように委員会にお任せするのか。

委員長：休憩する。

【休憩 14：44】

【再開 14：46】

委員長：再開する。

人数については6名、そしてメンバー構成については各常任委員会から3名ずつ出
していただくために、最終日9月23日の朝、緊急に委員会を開いていただき、そ
こで話し合っていたかどうかということで人員の確定をしていただくことでよいか。

（「はい」という声あり。）

委員長：その他、皆さんから何かあるか。

（「なし」という声あり。）

委員長：無ければ、以上で議会運営委員会を終了する。

【閉会 14：47】